はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町２丁目 1514-7
電話:0858－22－0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net

5月号 NO.425（2024年5月1日発行）

【 5月の予定 】

11日(土)： 倉吉市人権教育研究会
総会・講演会 9:30～
エースパック未来中心セミナールーム3
15日(水)： 部落解放・人権政確立要求
鳥取県実行委員会総会・学習会
エースパック未来中心小ホール
16日(木)： にこにこサロン 10:30～

今月の人権カレンダー

●5月3日　憲法記念日
●5月1日～7日　憲法週間
●5月5日～11日　児童福祉週間

第56回 倉吉市人権教育研究会 総会

日時 ： 2024年 5月 11日（土） 午前9時30分開会

場所 ： エースパック倉吉未来中心 セミナールーム3

◆総　会　9:30から10:30まで
◆講演会　10:30から12:00まで

講演会

演題　「部落問題は、今」
講師　部落解放同盟鳥取県連合会

副委員長　坂根　政代さん

部落問題の現状とその影響について、インターネット上での差別事例や全国部落調査復刻版事件の裁判結果をふまえ、様々な活動や体験をもとに、この深刻な問題に光を当て、理解を深めるお話をいただきます。ぜひご参加ください。

生活で困っていることはありませんか？

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。

差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 TEL0858-22-8130
はばたき人権文化センター TEL0858-22-0232

地域のみなさんに寄り添うセンターをめざして

～お互いの人権を大切に～

はばたき人権文化センターは、同和問題をはじめ、様々な人権問題の学習・啓発・交流の場、気軽に立ち寄れるコミュニティセンターとして活動を推進していきます。一人ひとりに寄り添い、一人ひとりの声を聴き、一人ひとりが抱える問題等の各種相談や人権啓発に係る取り組みなどを行います。

今年度のはばたき人権文化センターのめあては、「地域とのつながりを深め、『つながりあう 居場所』として、いろいろな人と出会い、新しいことに挑戦してみよう」です。子どもたちをはじめ、様々な人たちとのつながりを大切にして取り組んでいきます。

人権文化センターはこんなことをしています！

◆人権啓発を推進しています
差別のない住みよい地域づくりに向け、さまざまな講演会や講座、教室を開催します。

◆地域福祉の向上に努めています
子どもから高齢者まで幅広い年代を対象に事業を行います。

◆住民の交流を促進しています
地域や世代を越えた交流の広がりに努めます。

◆さまざまな相談に応じています
相談者の悩みをお聴きし、関係機関などの紹介や問題解決に向けての取り組みを、一緒に考えます。

はばたき人権文化センター職員が変わりました

ごあいさつ

2024（令和6）年4月1日より、下記のとおりの職員体制となりました。

地域の皆様をはじめ、関係機関の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

職員一同

はばたき人権文化センター職員

所　長　澤田 春美（さわだ はるみ）
指導員　森　愛（もり　あい）
指導員　村上 瑠美（むらかみ るみ）

4月　こんなことをしました

にこにこサロン　第1・第3木曜日　10:30～

◎今年度のテーマ ：「できることは自分でしよう！」

◆4日　素敵な箱づくり◆

ハサミを使ったり、和柄や花柄の色紙をのりで貼り合わせたりして、手先や頭を使い、おしゃれな箱を作りました。

◆１８日　船上山万本桜公園へお出かけ◆

牡丹桜が満開でとってもきれいでした。桜を見ながら散歩もしました。自然に触れ、体も心もリフレッシュ。山菜も採れましたよ！

＜５月のおすすめの本＞

【こども六法】　弘文堂　著 ： 山崎聡一郎　絵 ： 伊藤ハムスター

「法律はみんなのためのルールなのに、みんなにわかるように書かれていない」。そんな問題意識から、子ども向けの法律書「こども六法」を制作。念頭にあったのは、筆者自身の壮絶ないじめの被害経験だった。「小学生当時の自分に法律の知識があれば、自分で自分の身を守れたかもしれない」そんな後悔に突き動かされて少しずつ形になっていった本です。（あとがきより抜粋）

子どもにあまり関係のない商法の代わりに、少年法といじめ防止対策推進法を取り上げ、ユニークなイラストや多くの解説を入れるなど、親しみやすく読みやすく工夫されています。

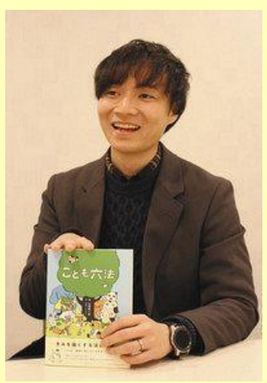

5月3日は憲法記念日です　憲法週間 ： 5月1日～7日

5月1日から7日まで、憲法週間です。「国民主義」「平和主義」「基本的人権の尊重」の3原則を定めた日本国憲法の意義を再確認しましょう。

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を築くためには、私たち一人ひとりが人権に関する正しい知識を身に付け、お互いを尊重し認め合っていくことが必要です。子どもたちの明るい未来を保障していく責任は、大人として重大です。「日本国憲法」の三原則を改めてしっかりと考え、国民として日本の将来を守っていきましょう。

児童福祉週間 ： 5月5日～5月11日

毎年5月5日の「子どもの日」から1週間を家庭や、子どもの健やかな成長について国民全体で考えていくことを目的に、

「こどもまんなか　児童福祉週間」

と定めています。全国各地で児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事が行われています。子どもを取り巻くさまざまな問題についてみんなで考えましょう。

令和6年度　児童福祉週間標語

すきなこと　どんどん　ふやして
おおきくなあれ

（加藤　共泰さん　6歳　香川県）

子どもも人権を持った一人です。子どもだから必要ないとか、分からないだろうとか決めつけるのではなく、何を望んでいるのかを確認し、子どもの意見を尊重していきましょう。

あなたのまわりには人権が虐げられている子どもはいませんか。助けるのも大人の役割です。

～すべての人の人権が守られる社会に～

「人権」と聞くとややこしくて自分の生活とは関係ないと考える人もいます。

しかし、私たちの日々の生活の背景にあるとても大切なものであり、暮らしや社会に結び付いています。

例えば、日常生活の中で無意識に言ったこと、行っていることが、人権を侵害していないのか自分自身の言動、行動を振り返る機会を持つことも大事です。相手の背景を想像し、一人ひとり違うという異なる立場の人の意見を受け入れることが大切です。